

# 独立行政法人大学入試センター中期計画

## (序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

### 1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験

大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的として大学が共同して実施する大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施するため、以下のことを円滑かつ適切に行う。

共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、実施主体である参加大学の役割を明確にするとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、必要に応じて共通テストに係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

#### (1) 共通テストの問題作成

高等学校学習指導要領に準拠した良質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。さらに、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を發揮して解くことが求められる問題を重視する。

① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領を整備し、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。

その上で、試験問題の作成に当たる委員の業務量の適正化を図りつつ、秘密保持を徹底する。また、これまでの試験実施結果を踏まえ、毎年問題を作成し、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等の点検を厳格に行う。

② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果を次年度以降の問題作成に反映する。

#### (2) 共通テストの円滑な実施

共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等との緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる共通テストの円滑な実施や、受験者が安心し、安定的に共通テストを実施していくための対策、デジタル化への対応のため、以下のことを行う。また、試験の実施結果を踏まえて、次年度以降の試験の実施方法を改善する。

① 秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、各種マニュアルを整備するとともに、参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講

じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を100%とする。

- ② 受験案内等を作成し受験者及び高等学校に配布するとともに、高等学校関係者に対して、インターネットを利用して解説資料等により、出願手続、受験上の留意点について周知徹底を行う。
- ③ 試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ参加大学が設定する試験場等を効率的に活用する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。
- ⑤ 電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。
- ⑥ 障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）等を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するとともに、更なる充実に努める。

#### (3) 共通テストの採点・成績提供

- ① 成績請求データ等作成及び取り扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備するとともに、参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。
- ② 情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行う。
- ③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、当該年度の入学者選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。

#### (4) 高等学校学習指導要領等への対応

令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行うとともに、実施方法等について検討し、令和6年度から着実に実施する。

### 2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校等と連携しつつ大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究を行う際、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。

#### (1) 調査研究の在り方及び評価・公表

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究、政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組む。こうしたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき、調査研究を着実に実施する。なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助

金などの競争的資金を積極的に活用する。

評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、以下のことを行うとともに、活用状況の把握に努める。

- ① 各大学や高等学校が利用しやすいよう積極的にホームページ等で公表する。
- ② 国内外の学会や学会誌等で発表する。
- ③ 国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料を提供する。
- ④ センターが主体となり、各大学と連携して入学者選抜に関する研究協議を実施する。

また、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。

#### (2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行う。

また、共同研究を推進するため、大学入試の研究者にとって魅力のある研究資源を定期的に収集・整理し、連携・交流する研究者に提供する。

#### (3) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。

- ① 良質の試験問題の作成に資する調査研究
- ② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究
- ③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究
- ④ その他共通テストの改善に関する調査研究

#### (4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究

大学の入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。

- ① Computer Based Testing(CBT)などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究
- ② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究
- ③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究
- ④ その他大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究

#### (5) 試験情報の活用の促進

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。

### 3 大学情報の提供等

共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知(平成27年11月17日付独評委第45号)を踏まえた第4期中期目標期間における設定値(76,397件)及び各年度実績の数値(令和2年度を除く。)の平均値(127,049件)以上とする。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 組織体制

長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。

なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。

### 2 業務運営

(1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等(以下「受益者負担の在り方等」という。)を見直すことで収支を改善し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費\*を、本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上を削減する。

\* 固定的な経費 = (一般管理費+事業費) - 変動費 - 特殊業務経費 - 退職手当

変動費 = 受験者の増減により変動する経費

特殊業務経費 = 新規・拡充等の特殊要因に係る経費

(2) 受験者の利便性に配慮しつつ、試験を円滑に実施する観点から、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組む。秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携を強化するため、参加大学における各種会議に参加するとともに役割分担の明確化に取り組む。

(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

### 3 給与水準の適正化

給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、引き続き、適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

## III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。）

別紙1のとおり

### 2 期間全体に係る収支計画

別紙2のとおり

### 3 期間全体に係る資金計画

別紙3のとおり

### 4 計画的な収支計画の作成

18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。

### 5 施設・設備に関する計画

共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。

## IV 短期借入金の限度額

30億円（年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）

## V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

講師寄宿舎（東京都目黒区駒場二丁目20番2号、923.51m<sup>2</sup>）について、令和元年度における廃止決定を踏まえ、国庫納付を行う。

## VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画

今期間中は特になし

## VII 剰余金の使途

不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。

## VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

### 1 積立金の使途

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。

### 2 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るために、内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不斷の見直しを行う。また、定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

### 3 トップマネジメントの促進

国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。

### 4 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ

#### (1) 情報システムの整備・管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制設備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

#### (2) 情報セキュリティ

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題等のデータ管理を厳格に行い、試験問題に関する情報の管理のルールを厳格化した上で、関係者に更なる周知徹底を図るとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

## 5 人材の確保・育成

センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。

## 6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

## 7 情報の公開

業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、毎年度、積極的な開示を行う。

別紙1

令和3年度～令和7年度 予算

(単位：百万円)

区分別	試験事業	調査研究事業	大学情報の提供等事業	法人共通	合計
収入					
検定料	45,937	-	-	-	45,937
成績提供手数料	7,637	-	-	-	7,637
成績通知手数料	1,716	-	-	-	1,716
その他	5,528	-	-	-	5,528
大学改革推進等補助金	913	0	0	0	913
計	61,731	0	0	0	61,731
支出					
業務経費	56,631	2,572	139	0	59,342
うち 人件費	2,489	1,835	70	0	4,394
試験実施経費	54,142	0	0	0	54,142
共通テスト情報提供経費	0	0	69	0	69
入学者選抜方法改善研究経費	0	737	0	0	737
一般管理費	0	0	0	1,326	1,326
うち 人件費	0	0	0	970	970
物件費	0	0	0	355	355
予備費	150	0	0	0	150
大学改革推進等補助事業費	913	0	0	0	913
計	57,694	2,572	139	1,326	61,731

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中の人件費総額見込み 4,437百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

[特記]

※ 「その他」において、「試験実施経費」のうち高等学校学習指導要領改訂等への対応に必要となる特定の業務に係る経費は、受益者負担の在り方等の検討等を踏まえて別途検討する。

## 別紙2

## 令和3年度～令和7年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	別	試験事業	調査研究事業	大学情報の提供等事業	法人共通	合計
費用の部		57,598	2,634	139	1,553	61,923
経常費用		57,598	2,634	139	1,553	61,923
試験実施経費		53,822	0	0	0	53,822
共通テスト情報提供経費		0	0	69	0	69
入学者選抜方法改善研究経費		0	737	0	0	737
業務人件費		2,489	1,835	70	0	4,394
大学改革推進等補助事業費		913	0	0	0	913
一般管理費		0	0	0	1,326	1,326
減価償却費		374	62	0	227	663
財務費用		0	0	0	0	0
収益の部		61,888	2	0	18	61,908
検定料収入		45,937	-	-	-	45,937
手数料収入		9,353	-	-	-	9,353
大学改革推進等補助金収益		913	0	0	0	913
資産見返運営費交付金戻入		1	1	0	18	20
資産見返物品受贈額戻入		0	0	0	0	0
資産見返補助金等戻入		157	0	0	0	157
資産見返寄付金戻入		0	1	0	0	1
その他収入		5,528	-	-	-	5,528
純利益		-	-	-	-	△ 15
前中期目標期間繰越積立金取崩額		113	30	0	161	304
総利益		-	-	-	-	289

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## 別紙3

## 令和3年度～令和7年度 資金計画

(単位：百万円)

区 別	試験事業	調査研究事業	大学情報の提供等事業	法人共通	合 計
資金支出	60,551	2,471	135	1,284	64,441
業務活動による支出	58,524	2,420	135	1,071	62,150
投資活動による支出	207	50	0	213	470
財務活動による支出	330	－	－	－	330
翌年度への繰越金	1,490	－	－	－	1,490
資金収入	64,441	0	0	0	64,441
業務活動による収入	61,668	－	－	－	61,668
その他収入	60,755	－	－	－	60,755
国庫補助金による収入	913	0	0	－	913
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	330	－	－	－	330
前年度よりの繰越金	2,444	－	－	－	2,444

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。